

土砂災害から人命を守るため、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を進めています。

◎鳥取県内には土石流やがけ崩れなどの土砂災害危険箇所が約6,200箇所あります。



土砂災害防止の対策事例



砂防えん堤

擁壁・法枠

◎近年、集中豪雨などの異常気象の増加により全国的に土砂災害が多発しています。

- 平成18年には日野町、日南町、江府町、伯耆町で、
- 平成19年には八頭町、若桜町のほか県内で初めて1時間100mmを越す豪雨により琴浦町、大山町で大規模な土砂災害が発生しました。

鳥取県内の土砂災害事例（平成19年度）



若桜町の災害（H19年8月）



琴浦町の災害（H19年9月）

県では、えん堤や擁壁等の対策工事を行っていますですが、ぼう大な時間やお金がかかって早急に全てを整備することができません。（整備できたのは 2割ほどです。）

- 被害を最小限にするには **早期避難**が重要。

『土砂災害防止法』が制定されました。

（正式名）「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月施行）

土砂崩れなどにより被害の予想される区域を『土砂災害警戒区域（イエローゾーン）』に指定しています。

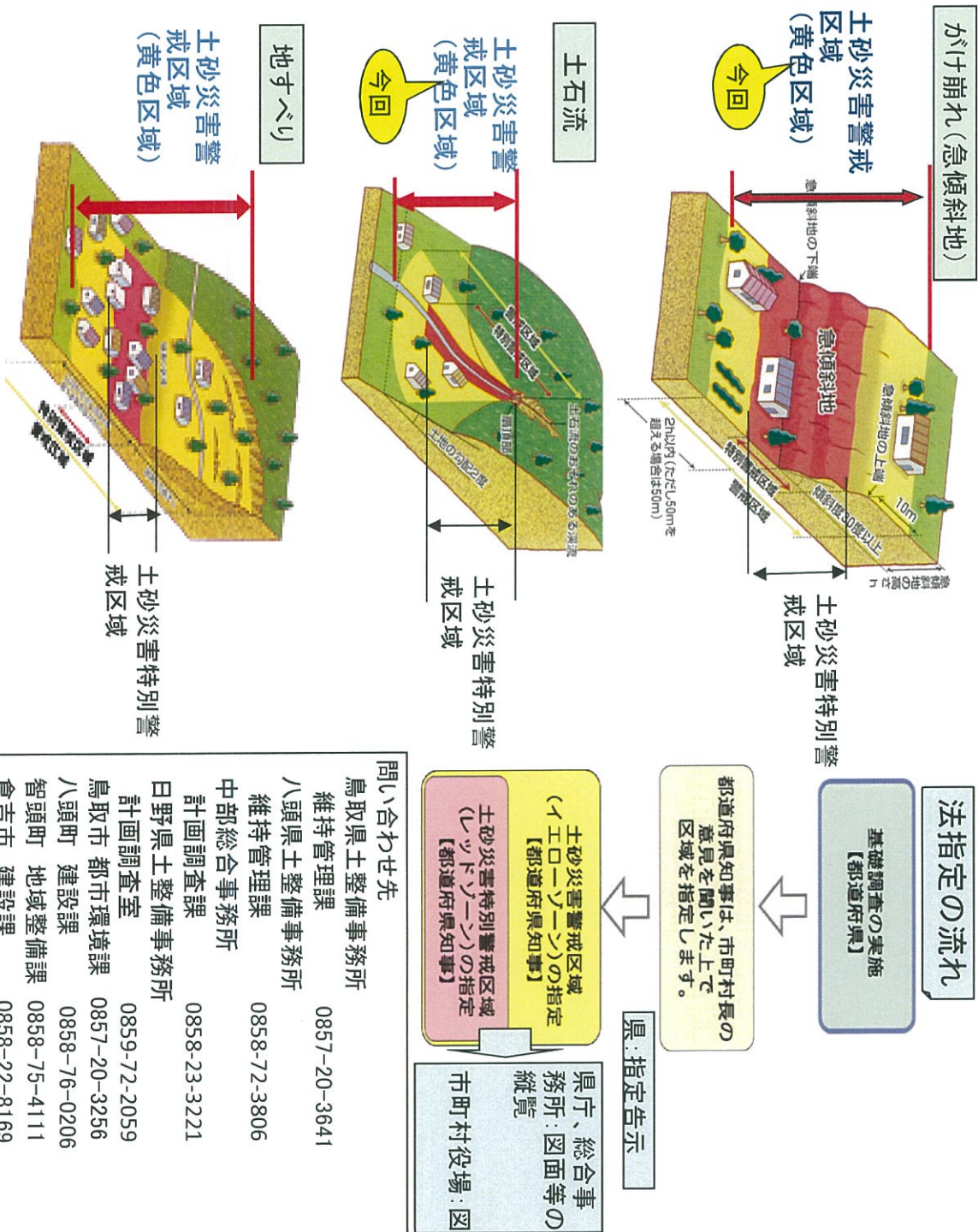
- 現在、県内ではイエローゾーンは、6,070箇所が指定されています。
- 広域避難場所、土砂災害危険箇所等については防災マップでご確認ください。
- 大雨時には気象情報、前兆現象に注意し、早めの避難を心がけましょう。

土砂崩れなどで建物が壊れ、人命に危害がおよぶおそれのある区域を『土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）』に指定します。

- 特に危険な区域ですので、建築等の規制がされます。（詳細は裏面を参照）
- ①家を建てたり、建て替えるとき、補強が必要になる場合があります。
- ②住宅分譲地や学校、病院、社会福祉施設を建てるための開発は、県の許可が必要になります。
- ③著しく危険な場合には、県が移転等の勧告を行う場合があります。

調査の結果、図面の赤い区域を『土砂災害特別警戒区域』に指定する予定です。

- 警戒区域（イエローゾーン）、特別警戒区域（レッドゾーン）のイメージ



問い合わせ先
鳥取県土整備事務所 0857-20-3641
維持管理課
八頭県土整備事務所
維持管理課 0858-72-3806
中部総合事務所
計画調査課 0858-23-3221
日野県土整備事務所
計画調査室 0859-72-2059
鳥取市都市環境課 0857-20-3256
八頭町建設課 0858-76-0206
智頭町地域整備課 0858-75-4111
倉吉市建設課 0858-22-8169